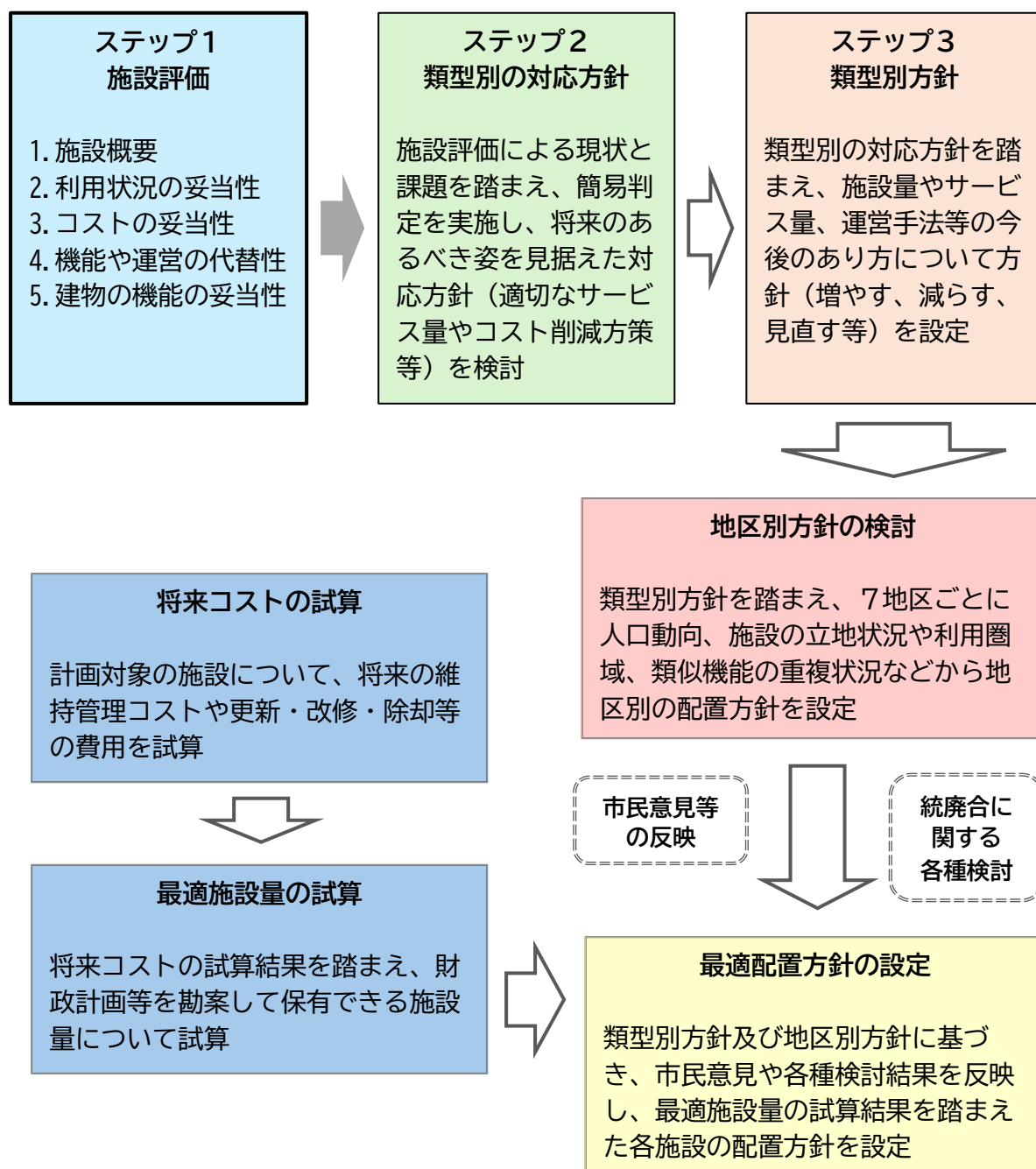


今後の予定について

1. 各種検討の流れ

新座市が管理を行う公共施設等を取り巻く様々な課題解決のため、中長期的な視点を持って、効果的、効率的な資産管理を行っていく必要があることから、「新座市公共施設等総合管理計画（平成 28 年3月策定、令和5年3月改訂）」に位置付けた公共施設等の管理に関する3つの基本的な考え方を踏まえ、類型別の方針の検討を行います。なお、今後の検討の流れは以下のとおりです。



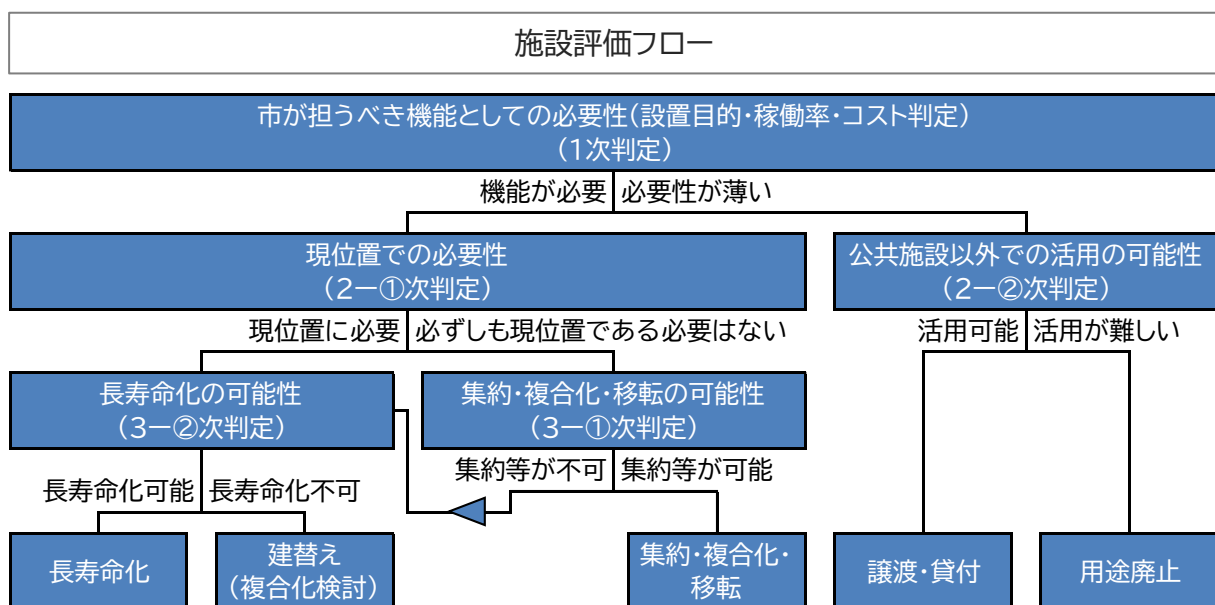
2. 施設評価(ステップ1)：資料4

本計画対象の144施設を分類した17類型について、施設所管課が作成した施設カルテのデータやヒアリング結果などから、5つの施設評価項目(施設概要、利用状況の妥当性、コストの妥当性、機能や運営の妥当性、建物の機能の妥当性)について分析し、類型別の現状と課題を取りまとめました。

3. 類型別の対応方針(ステップ2)

(1)簡易判定(簡易判定ツールによる施設評価)

ステップ1の施設評価に加え、本計画対象の144施設について、各種条件設定を行い、簡易的に施設の方向性(下記の判定結果の種類:8項目)について判定を行います。



[施設の方向性(判定結果の種類)]

判定結果	定義
長寿命化	適切な時期に適切な改修を行い、躯体の劣化を抑えることで、建物を可能な限り長く使用すること。
建替え (複合化検討)	現在の施設は取り壊しの上、新たな建物を建設すること。 (建替えの際は、他施設との複合化など、施設総量の縮減を図る)
集約化	別々の施設にある同種の機能(サービス)を一つの施設にまとめること。
複合化	複数の異なる種類の機能(サービス)を一つの施設にまとめること。
移転	機能(サービス)を別の施設に移すこと。(集約・複合化以外で、施設総量の縮減につながるもの)
譲渡	施設を民間や地域などに有償または無償で譲り渡すこと。
貸付	施設を民間や地域などに有償または無償で貸すこと。
用途廃止	機能(サービス)をやめること。

(2) 類型別の対応方針

本計画対象の 144施設について、提供している市民サービスの内容等を踏まえ検討方法を3区分します。その上で、以下の検討方法により課題に対応する類型別の対応方針を設定します。

【検討方法の3区分】

区分	区分内容	検討方法
類型内検討	同種の市民サービスを提供している施設で、利用状況やコスト等を比較し、必要な市民サービス内容や量を検討する区分	・施設評価 ・類型内比較 ・類型全体での市民サービス供給状況 ・現状と課題
単体検討	市民サービス提供内容が唯一であるなど、類型での比較が該当しない施設については、施設単体での市民サービスのあり方を検討する区分	・施設評価 ・現状と課題
所管課検討	所管課が類型毎に検討・再編を進めている、または進めることが妥当であるため、その方向性を軸に市民サービスのあり方を検討する区分	・これまでの取組状況など（ヒアリング結果）

【対象施設と検討区分】

No.	名称	対象施設
1	公民館・コミュニティセンター	中央公民館、栗原公民館、栄公民館、畑中公民館、大和田公民館、野火止公民館、東北コミュニティセンター、西堀・新堀コミュニティセンター
2	ふれあいの家	栗原、新堀、東、北野、新座
3	集会所	池田・前原、栄、栄中央、栄五丁目、道場、野寺、野寺三丁目、野寺上、栗原第一、栗原の森、武野、栗原六丁目、北原、石神、堀ノ内、新堀一丁目、新堀三丁目、西堀、あたご・菅沢、馬場、大和田一丁目、大和田杉山、大和田、新座一丁目、中原・本多、西分、菅沢、野火止四丁目、野火止五丁目、野火止中、野火止、野火止八丁目、中野、北野・東北、東一丁目、東三丁目、野火止一丁目
4	高齢福祉施設	老人福祉センター、第二老人福祉センター、福祉の里老人福祉センター
5	障がい福祉施設	障がい者福祉センター、児童発達支援センター、福祉工房さわらび、ふらっと、福祉工房楓、けやきの家、くるみの木、にいざ生活支援センター、アイズ、こぶしの森
6	スポーツ施設	市民総合体育館、福祉の里体育館
7	庁舎等	市役所本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、第四庁舎、第五庁舎、新座駅北口土地区画整理事務所（注1）
8	文化施設等	市民会館、ふるさと新座館（ホール）、歴史民俗資料館、遺跡資料作業室、中央図書館、福祉の里図書館
9	保健施設	保健センター
10	児童センター	児童センター、福祉の里児童センター
11	その他施設	シルバー人材センター、市営墓園
12	幼児・児童施設	各放課後児童保育室（注2）、東野ココフレンド
13	学校	各小中学校
14	幼稚園・保育園・こども園	各保育園
15	消防施設	各消防団分団車庫
16	公園施設	総合運動公園管理事務所、栄緑道管理事務所
17	自転車駐車場等	各自転車駐車場、公衆トイレ

（注1）建物3棟で構成されているが、対象施設としては1施設とする。

（注2）東北放課後児童保育室のように、複数の建物がある場合でも1施設とする。また、小学校校舎内に所在する放課後児童保育室は対象施設としない。

4. 類型別方針(ステップ3)

17 類型別に設定した課題解決のための対応方針を踏まえ、類型内比較の施設については、類型内での施設量やサービスの提供量の方針を定めます。また、単体検討及び所管課検討の施設についても、コスト削減のための方策や運営手法のあり方、維持管理に当たって実施すべき事業等について方針を定めます。